

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日か、その翌日)

## 目次

◇規 則 鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

◇告 示 生活保護法による指定医療機関の診療所の廃止

生活保護法による医療機関の指定

米飯提供業者の業者登録

卸売販売業者の営業所の所在地の変更の承認

小売販売業者甲の営業所の所在地の変更の承認

小売販売業者丙の営業所の所在地の変更の承認

解除予定の保安林

土地改良区の定款の変更の認可

土地の用途廃止

〃  
〃  
〃  
〃  
〃

道路の位置の指定

〃  
〃  
〃  
〃  
〃  
〃  
〃

## 規 則

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第二号

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則（昭和四十一年十一月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二十五万円」を「三十七万六千円」に改める。

第五条中「四分」を「四パーセント」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日以後に部門経営開始資金の貸付けの決定を受けた農業後継者たる農村青年に対して鳥取県信用農業協同組合連合会が貸し付ける農村青年経営安定資金に係る利子補給から適用する。

告 示

鳥取県告示第十五号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	廃 止 年 月 日
吉田医院	鳥取市瓦町五〇三番地	耳鼻咽喉科、内科、循環器科、小児科	昭和四十五年十二月三十一日

登録番号	登録年月日	氏 名	名称又は屋号
鳥振二九八	四五、四、二八	牧田 成太郎	牧田旅館
" 二九九	" "	太田 隆男	白 熊
" 三〇〇	四五、五、一三	丹羽 強	やすげ寿司
" 三〇一	" "	田中 一清	やよい食堂
" 三〇二	" "	上田 経雄	まるきん寿司
" 三〇三	" "	山根 虎男	大和寿司

鳥取県告示第十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十六年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十七年一月一日	吉田医院	鳥取市瓦町五〇三番地	内科、循環器科、小児科	吉田益次郎

鳥取県告示第十七号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の業者登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十六年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

住 所	営業所の所在地
鳥取市末広温泉町一五九	住所に同じ
" 瓦町七〇五	" "
" 弥生町三一五	" "
" 片原四丁目二六	" "
" 弥生町三八一	" "
" 茶町一〇三	鳥取市元町二七三の二

三〇四	四五、五、二五	岸本 明子	慕 情	吉方温泉町一丁目六六二	住所に同じ
三〇五	〃	石河 大直	ミカド会館	川端一丁目二〇一	〃
三〇六	〃	鳥取県農協会館管理委員会 会長 加藤 重蔵	農協会館食堂	末広温泉町七三三	〃
三〇七	四五、五、二九	田中 健三	よろづや	気高郡気高町勝見字砂山 八四四の三二	気高郡気高町大字浜村字浜村五〇の五
三〇八	四五、六、一九	安田 とし子	こ う ま	鳥取市相生町一丁目三一九	鳥取市弥生町二二
三〇九	四五、七、九	田中 米子	福八食堂	〃 吉方温泉町三丁目四五六	住所に同じ
三一〇	四五、七、一五	田中 睦朗	ホテル 松露苑	気高郡気高町大字浜村七八三の四一	〃
三一〇	〃	八木 常子	八 木	〃	〃
三一〇	四五、七、一八	竹内 富江	リ ッ ツ チ	鳥取市瓦町二〇五	鳥取市永楽温泉町三五三
三一〇	〃	竹内 誠	ラ ッ キ ー	〃 二〇一	住所に同じ
三一〇	四五、八、五	高木 教夫	オリンピア	田園町四丁目三八二	〃
三一〇	四五、九、一八	阿部 一晴	エ ー シ ー	川端二丁目一〇九	鳥取市末広温泉町一五四
三一〇	〃	加藤 強	株式会社パークサイド しようえい	瓦町四六三	〃 商栄町二〇二の二
三一七	四五、一〇、一二	梁 スミ子	丸大食堂	〃 吉方温泉町三丁目八二六	住所に同じ
三一八	四五、一一、二	岡 忠雄	かどや支店	岩美郡国府町大字宮下三九七	岩美郡国府町大字宮下三七八
二六八	四五、五、一五	岩本 妙子	ごくらく	東伯郡三朝町大字片柴八二七	東伯郡三朝町大字三朝八七二
二二八	四五、一二、二三	浜 師 たまえ	江戸つ子	倉吉市巖城下河原二二二〜二	住所に同じ
二三三	四五、六、一	川村 林次	グリル みその	米子市四日市町三二共栄ビル	住所に同じ
二三三	四五、六、二二	財団法人鳥取県福祉事業団 理事長 石破 二郎	大山観光会館	鳥取市東町一丁目三二〇	西伯郡大山町大山四〇番地一
二三七	〃	佐野 力子	ロッヂサノ	西伯郡大山町大山一四五の一	住所に同じ
二三八	四五、六、二九	井田 静子	寿し井 田	米子市両三柳三四二二	〃
七一	四五、八、二六	鷺見 勝子	駅前食堂	日野郡溝口町溝口二〇三	住所に同じ
七二	四五、八、三一	福岡 定男	喫茶F 食堂一福	日野郡日南町生山七〇四	〃

七三 四五、九、二 川上 武 大橋 食堂 日野郡江府町美用二二二の二

七四 " 川上 憲司 ドライブイン しろやま " 御机四七八 住所に同じ

鳥取県告示第十八号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の二  
第二項の規定に基づき、次のとおり卸売販売業者の営業所の所在地の変更

登録番号 営業所の名称 変更前に係る営業所の所在地 変更後の所在地 承認年月日

鳥取第三号 鳥取県米雑穀卸協同組合 鳥取市商栄町二二一番の一 鳥取市商栄町二〇三番地一五 昭和四五、九、一

" 第二号 " 東部米穀卸協同組合 " 末広温泉町七七三 " 吉方二〇五の三 昭和四五、一〇、八

鳥取県告示第十九号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の二  
第二項の規定に基づき、次のとおり小売販売業者甲の営業所の所在地の変更

登録番号 営業所の名称 変更前に係る営業所の所在地 変更後の所在地 承認年月日

米振第一九号 有限会社 岡田商店 境港市花町二〇〇番地 境港市花町六〇番地 昭和四五、六、一五

鳥振第七四号 浜田昇一 鳥取市今町一丁目一〇四 鳥取市上町一七五 " " 九、二八

米振第八七号 宝 義明 米子市錦町三丁目五二 米子市上福原字北浜開一六一四一二〇 " " 九、一六

鳥取県告示第二十号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の二  
第二項の規定に基づき、次のとおり小売販売業者丙の営業所の所在地の変更

登録番号 営業所の名称 変更前に係る営業所の所在地 変更後の所在地 承認年月日

米振第一二号 有限会社 岡田商店 境港市花町二〇〇番地 境港市花町六〇番地 昭和四五、六、一五

を承認したので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

を承認したので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

を承認したので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二十一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字ヲタ通り一四六七の四から一四六七の七まで

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路敷地とするため

鳥取県告示第二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、米子市南部土地改良区の定款の変更を昭和四十六年一月六日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年十二月二十六日から用途廃止した。

昭和四十六年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

(平方メートル)

用途

米子市西福原字堀川尻己二、六四七ノ八番地先

一九・〇四

道路敷

鳥取県告示第二十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年一月五日から用途廃止した。

昭和四十六年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

(平方メートル)

用途

岩美郡国府町大字町屋字口天神谷四一三ノ二番地先から

一一二・四九

水路敷

まで

字上石住ノ内四一〇番地先

字石住五八五ノ九番地先

二七・九九

”

鳥取県告示第二十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年一月五日から用途廃止した。

昭和四十六年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

(平方メートル)

用途

米子市皆生字丸池三五三ノ一番地先から

一一二・八六

道路敷

字林田四三三ノ一番地先まで

一四・一〇

”

字丸池三六二ノ一番地先

三三三ノ一番地先	一〇五・六七	"
字林田四三三ノ一番地先	一一・二五	"
四二七番地先	三一・六一	"
四三八ノ一番地先から 四二七番地先まで	七九・〇六	"
四三三ノ一番地先	二・〇二	"
四三三ノ一番地先から 三九八ノ二番地先まで	六八・二六	水路敷
四三三ノ一番地先	四・七七	"

鳥取県告示第二十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年一月五日から用途廃止した。

昭和四十六年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積 (平方メートル)	用途
米子市福市字六反田四六二ノ一番地先から 四六五番地先まで	八四・二二	水路敷

鳥取県告示第二十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年一月五日から用途廃止した。

昭和四十六年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市吉成字外河原八三三ノ一番地先から 八三三ノ四番地先まで	一五三・二八	道路敷
字上河原土手ノ内八三〇ノ一番地先から 八三〇ノ二番地先まで	七七・六六	水路敷

鳥取県告示第二十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年一月五日から用途廃止した。

昭和四十六年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市吉成字外河原八三三ノ六番地	八九・〇〇	道路敷

鳥取県告示第二十九号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年十二月二十八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十六年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住 所及び氏名	道路の位置の 指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市上井町二丁目二番地二三 有限会社 道家不動産 代表取締役 道家 貢	倉吉市新田字善太夫田五五七の一 五五一の五 五五二の一 五五二の一〇 五五三の五 五四六の一 五四七の一 五四七の一 地先水路敷 五五二の九	幅員 四・五〇 メートル 延長 一六二・八〇 メートル

鳥取県告示第三十号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年十二月二十八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十六年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住 所及び氏名	道路の位置の 指定場所	道路の幅員及び延長
米子市角盤町二丁目三〇 名神観光開発株式会社 代表取締役 西田 三郎	米子市東福原字大沢二 五六八ノ二 五六八ノ三 五六八ノ三 地先農道	幅員 四・〇〇 メートル 延長 一一二・〇〇 メートル

"	"	五六八ノ四
"	"	五六八ノ五
"	"	五六八ノ六
"	"	五六八ノ七
"	"	五六八ノ八
"	"	五六八ノ九
"	"	五六八ノ一〇
"	"	五六八ノ一四

鳥取県告示第三十一号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年十二月二十八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十六年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住 所及び氏名	道路の位置の 指定場所	道路の幅員及び延長
八頭郡八東町大字 小別府五八二 細田 福治	鳥取市大杵字代ノ田九七ノ五の一部 九八ノ四 九八ノ八の一部	幅員 四・六〇 メートル 六・〇〇 メートル

鳥取県告示第三十二号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年十二月二十八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十六年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市瓦町二〇九	鳥取市行徳い七四三の一部	幅員 五・八〇メートル
壹岐 宗一	い七四五ノ二	〃 四・〇〇メートル
〃	い七四五ノ三	〃 〃

〃	九八ノ四地先農道	延長 一一・六〇メートル
〃	九八ノ八	〃
〃	九八ノ八地先水路	〃
〃	字畑ケ田一五五ノ二	〃
〃	一五六ノ二	〃
〃	一六一ノ四の一部	〃
〃	一六二ノ四	〃
〃	一五五ノ二地先農道	〃
〃	一五六ノ二	〃
〃	一六二ノ四	〃
〃	一五五ノ二地先水路	〃

鳥取県告示第三十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年十二月二十八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十六年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市片原四丁目 二一〇	鳥取市卯垣字東田三三の一部	幅員 五・〇〇メートル
武田 整二	滝山字山川向四六一ノ一の一部	〃 六・〇〇メートル
〃	四六二ノ一	〃
〃	四六三ノ一	〃
〃	四六三ノ九	延長 三九八・〇〇メートル
〃	四六三ノ一〇の一部	〃
〃	四六四ノ一	〃

〃	い七三七	延長 一七七・〇〇メートル
〃	い七三七ノ二の一部	〃
〃	い七〇四	〃
〃	い七四三ノ二	〃
〃	い七四四	〃
〃	い七四五ノ四	〃
〃	い七四三地先農道	〃



鳥取県告示第三十四号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年十二月二十八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十六年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
四六四ノ二四	八・〇〇メートル
四六五ノ一の一部	四・〇〇メートル
四六五ノ七	四・〇〇メートル
四六五ノ一六	四・〇〇メートル
四六六ノ一の一部	四・〇〇メートル
四六六ノ二	四・〇〇メートル
四六六ノ二一	四・〇〇メートル
四六七ノ一	四・〇〇メートル
四六八ノ一	四・〇〇メートル
四六八ノ五	四・〇〇メートル
四六二ノ一地先河川敷	四・〇〇メートル

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市弥生町一八二ノ二	鳥取市滝山字越塚ノ下四四二ノ三の一部	四・〇〇メートル
有限会社 福徳商事		六・〇〇メートル
"		四四二ノ七
"		四四二ノ九

鳥取県告示第三十五号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年十二月二十八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十六年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

代表取締役	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
八田八蔵	鳥取市桂木字内砂田二四一ノ一の一部	五・六〇メートル
"	二四四	延長 二〇五・三〇メートル
"	二四四ノ六	"
"	二四四地先農道	"
"	二四一ノ一	"
"	二四四ノ六	"
"	二四一ノ一地先水路	"

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市戎町四七二	鳥取市桂木字内砂田二四一ノ一の一部	五・六〇メートル
日本海信販株式会社	二四四	延長 二〇五・三〇メートル
取締役社長 矢谷 允之	二四四ノ六	"
"	二四四地先農道	"
"	二四一ノ一	"
"	二四四ノ六	"
"	二四一ノ一地先水路	"

鳥取県告示第三十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年十二月二十八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十六年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市吉方温泉一丁目三〇六 松本 勇雄	鳥取市立川町五丁目二五三ノ一の一部 二五三ノ八 二五三ノ一地先農道	幅員 五・〇〇メートル 四・〇〇メートル 九・四〇メートル 延長

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】